

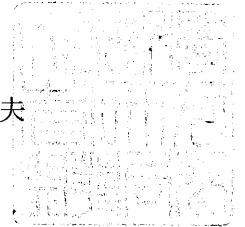
24文科開第639号
平成24年12月19日

東京電力株式会社

取締役兼代表執行役社長 廣瀬直己 殿

文部科学省研究開発局長

戸谷 一 夫



平成23年原子力事故に係る損害賠償請求権の消滅時効に関する要請

今般の事故に伴う原子力損害賠償請求権について、被害者の中には、事故から3年を経過した時点で貴社が時効を援用し、被害者が損害賠償請求権を行使できなくなるとの危惧が存在し、当省にもそのような声が寄せられているところです。この点、民法の規定の趣旨を十分考慮しながらも、今回の事故の状況を踏まえた適切な対応をとることが、円滑な賠償の実施の上で重要であると考えています。

他方、民法第146条の規定に従い、あらかじめ時効の利益を放棄すること等が法律上無効であるとの現行法の解釈の限界が存在することも踏まえた上で対応する必要があります。

そこで、当省としては、貴社に対し、本件事故の被害者からの損害賠償請求に関する消滅時効に関して、消滅時効の起算点、中断事由その他事項を含め、上記事情を踏まえた柔軟な対応を行うことを本件事故の被害者に示すことにより、被害者の危惧を最小限度にとどめるよう要請します。